産業能率大学通教校友会
都道府県支部設立に関する規程

分類番号：支ー程００１
制定日：1999 年 7 月 12 日
改定日：2022 年 7 月 2 日

（目的）
第１条　この規程は、産業能率大学通教校友会（以下「校友会」という。）の都道府県支部（以下「支部」という。）の設立に関して必要な事項を定める。

（支部設立の趣旨）
第２条　支部は、校友会本部のもとに設立し、校友会本部との意志の疎通に努めながら、会員相互の親睦と情報の交換及び相互研鑽を図り、合わせて学校法人産業能率大学の発展に寄与することを目的とする。

（新支部設立の要件）
第３条　新支部の設立は、原則として同一の都道府県に５人以上の新支部設立発起人がいることを要件とする。
２　前項の定めに関わらず、一都道府県で新支部設立発起人を５人以上確保できない場合は、隣接する都道府県と合同することができる。また、都道府県単位において広域となる支部については、分割することができる。

（新支部の名称）
第４条　新支部の名称は、原則として都道府県名とする。

（新支部の設立とその手続）
第５条　新支部の設立を希望する場合、新支部設立発起人の代表者は別紙１の「産業能率大学通教校友会 新支部設立申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、校友会事務局を通じて校友会会長へ申請するとともに、合同部会に出席して設立計画を説明しなければならない。
２　前項に定める申請があった場合は、合同部会が審議し、会長が設立の可否を決定するものとする。

（設立承認取り消し）
第６条　認定支部が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の審議により設立承認を取り消すものとする。
（1）認定支部が解散したとき。又は、その活動を休止したとき。
（2）実活動する会員が 5 人未満となったと判断できるとき。

(3)校友会の名誉・信頼を損なったとき。

2．設立承認を取り消されたグループ・同好会（以下「当該グループ・同好会」という）は、残っている運営助成金及び本部からの賞与物である通教校友会旗を校友会本部に返納するものとする。

3．当該グループ・同好会は、会員情報を破棄するものとする。

（支部の会員）

第７条　支部の会員になることができるのは校友会の正会員とし、支部が定める入会手続を済ませた者とする。

（支部の組織と役員）

第８条　支部は、校友会本部のもとに置かれるもので、その地域を代表するものとする。

２　支部の役員構成は、次のとおりとする。

一　支部長と事務局長を１人ずつ置く。

二　会計と会計監査を１人以上ずつ置く。

三　副支部長、幹事、その他(役職)をそれぞれ若干名ずつ置くことができる。

四　支部長と会計監査は他と兼務することはできない。

３　支部は、２人の代議員を選出する。

（支部役員等の変更手続）

第９条　支部は、前条に定める役員または代議員を変更した場合、別紙２の「産業能率大学通教校友会 支部役員変更届」に必要事項を記入し、校友会事務局を通じて校友会会長へ連絡しなければならない。

（地域の正会員への入会案内）

第１０条　新支部を設立するに当たり、地域の正会員へ入会を案内することを希望する場合は、新支部設立発起人は校友会会長又は校友会副会長を介して校友会事務局へ申し出るものとする。

（設立経費助成金及び運営助成金）

第１１条　新支部に対しては、新支部の設立経費助成金及び運営助成金を支給する。

２　新支部の設立経費助成金及び運営助成金に関する事項は、別に定める。

（情報の交換）

第１２条　新支部は設立趣旨に基づいて、設立後も定期的にその活動状況（会員数の増減を含む）及び支部活動に係る情報等を校友会本部と交換するものとする。

（基本規程）　産業能率大学通教校友会会則